

## 障害者自立支援法関係Q &amp; A

地方自治体から提出された主な質問事項等について、現段階の考え方を整理してまとめたもの。

分類	質問の内容	現段階の考え方
障害程度区分	<p>① 障害程度区分の認定の有効期間の開始日はどのように設定すればよいか。</p> <p>② 障害程度区分認定を受けた者が、他の市町村に転出した場合の取扱い如何。</p> <p>③ 転入先市町村における障害程度区分認定の有効期間はどのようなのか。</p>	<p>① 障害程度区分の有効期間は、市町村審査会の意見を聴いたうえで、3か月以上3年（施行時の認定については3年6か月）以下の1か月単位で定めることとしているが、開始日及び終了日については、次のとおりとする。</p> <p>ア 有効期間の開始日は、原則として認定日とするが、支給決定期間の開始日と合わせることも可能とする。（18年10月1日の施行前の認定については、18年10月1日が有効期間の開始日となる）</p> <p>なお、障害程度区分を認定した結果、支給決定は却下となる場合でも、障害程度区分の認定自体は有効である。</p> <p>イ 具体的な有効期間の算定は、有効期間の開始日が属する月の末日までの期間と1か月単位で定める期間を合算して得た期間とする。</p> <p>ただし、有効期間の開始日が月の初日である場合にあっては、1か月単位で定める期間とする。</p> <p>② 障害程度区分認定を受けた者（以下「障害程度区分認定者」という。）が、他の市町村に転出した場合、転出先の市町村で新たに障害程度区分認定にかかる調査を受けることなく、転出元市町村で認定を受けた障害程度区分及び有効期間を引き続き有効にできることを基本とする。</p> <p>事務手続きは、以下のとおり。</p> <p>ア 障害程度区分認定者が転出する際、障害程度区分認定者は、障害福祉担当課に転出を届け出る。転出元市町村は、障害程度区分認定証明書（※様式例は別添）を交付する。</p> <p>イ 障害程度区分認定者は、転入先市町村に転入してから14日以内に、障害程度区分認定証明書を添えて支給申請を行う。</p> <p>ウ 転入先市町村は、あらかじめ認定調査及び市町村審査会における判定を経ることなく、証明書の内容をもって障害程度区分を認定する。</p> <p>エ なお、申請者は転入先市町村であらためて支給決定を受ける必要があることに留意する。</p> <p>③ 転出元市町村で認定された有効期間の満了日まで有効とする。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
障害程度区分	<p>④ 介護給付費の新規申請を受けたが、障害程度区分認定調査前に転出した場合どうなるのか。</p> <p>⑤ 介護給付費の新規申請を受けたが、障害程度区分認定調査後に転出した場合どうなるのか。</p>	<p>④ 転出元市町村は、申請却下又は申請者に申請取下げの勧奨をするとともに、サービス利用希望者に対し、転入先市町村であらためて支給申請を行うよう指導する。</p> <p>ただし、申請者が、申請後緊急その他やむを得ない理由により申請に係るサービスを利用している場合で、市町村が特例介護給付費を支給しようとする場合は、申請者に対し、転入先市町村による障害程度区分認定後に障害程度区分認定証明書の交付を受けて提出するよう指導し、当該認定結果に基づき障害程度区分を認定することができるものとする。</p> <p>⑤ 次の手続により、障害程度区分を認定することを基本とする。</p> <p>ア 転出元市町村は、支給申請を受け、認定調査済みであることを付記した障害程度区分認定証明書を申請者に交付する。この場合、備考欄に「〇月〇日 認定調査済み」と記すこととする。</p> <p>イ サービス利用希望者は、転入先市町村に転入してから14日以内に、障害程度区分認定証明書を添えて支給申請を行う。</p> <p>ウ その後転出元市町村は、市町村審査会における判定まで行い、判定終了後、あらためて、判定結果を記入した障害程度区分認定証明書を申請者に交付する。</p> <p>エ 転入先市町村は、申請者から判定結果を記入した障害程度区分認定証明書の提出を受けて、当該判定結果に基づき障害程度区分を認定する。</p> <p>※以上の取扱いは、別途提示する事務処理要領に定める予定。</p>
支給決定関係	<p>① 平成18年9月中に障害程度区分の認定を終えることが困難な者について、9月中に、障害者自立支援法附則第6条の規定に基づき、「障害の種類及び程度」を勘案して、10月1日以降に効力を生じる支給決定を行うこととして差し支えないか。</p> <p>また、その場合、障害者自立支援法施行規則第15条の規定の適用は受けないものと解するが如何か。</p>	<p>① 貴見のとおり。</p> <p>ただし、本取扱いは、平成18年10月1日の制度施行までの間に、やむを得ない理由により、障害程度区分の認定が間に合わない者についてのみ認められる特例的な取扱いであるので、可及的速やかに認定審査を終え、「障害程度区分」に基づく本来の支給決定を行うよう努められたい。なお、この方法による支給決定を行うに当たっては、以下の点に留意されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村は、運用上、「障害の種類及び程度」のほか「一次判定の結果」や「現在のサービス利用状況」等を勘案のうえ、相当する「障害程度区分」をみなし（「みなし区分」の認定）たうえで支給決定を行うこと。</li> <li>○ その際、みなし区分とその後の実際の区分が必ずしも一致するものではないことを、事前に利用者へ説明しておくこと。</li> <li>○ 報酬については、みなし区分に応じた単価により支払うこととし、実際の区分がみなし区分と異なる区分であっても、既に支払った報酬との差額の精算等は必要ないこと。</li> <li>○ 本来の障害程度区分の認定が終了し、当該区分等に基づいて行われた本来の支給決定については、当該支給決定が行われた日の属する月の翌月から適用すること。</li> <li>○ 国庫負担基準については、みなし区分に基づく額を適用すること。</li> </ul>

分類	質問の内容	現段階の考え方
居宅介護	<p>① 身体介護及び家事援助の報酬を算定するにあたっては、市町村が特に認める場合には3時間（家事援助は1.5時間）を超える部分につき、30分当たり70単位を算定することとされているが、市町村はどの段階で認め、どのような事務を行うのか。</p> <p>② ヘルパーを2人派遣する対象となる者について、どのような方法で認めればよいか。</p> <p>③ 一の事業者が居宅介護を行動援護又は重度訪問介護と併せて実施する場合、人員基準はどうなるのか。</p> <p>④ 現在、居宅介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とされ、同じ類型のサービスの間隔が2時間未満となった場合には、原則として前後を1回として算定することとされているが、10月以降も同様か。</p>	<p>① 支給決定時において一月当たりの支給量に加え、一回当たりの最大利用可能時間数を決定の上、受給者証に記載する。</p> <p>② 支給決定時においてヘルパーの2人派遣が必要であることについて承認した上、受給者証に記載する。</p> <p>③ 居宅介護、行動援護、重度訪問介護を合わせて常勤換算2.5人以上とする。</p> <p>④ 貴見のとおり。ただし、別事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合には、これらを通算して1回と算定せず、事業者ごとにそれぞれ1回として算定する。</p>
行動援護	<p>① 行動援護と居宅介護の併給は認められるということによいか。</p> <p>② 行動援護についても現行の外出介護と同様、「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」は認められないと解してよいか。</p> <p>③ 障害児についても障害者と同様、てんかんの頻度について、医師の意見書をとらなければいけないのか。</p>	<p>① 貴見のとおり。</p> <p>② 貴見のとおり。</p> <p>③ 障害児の場合は、必ずしも医師の意見書をとる必要はなく、家族等からの申し出のみでよい。</p>
重度訪問介護	<p>① 重度訪問介護を1日に複数回実施した場合、どのように報酬算定するのか。</p> <p>② 重度訪問介護について、3時間未満の利用は可能か。</p> <p>③ 重度訪問介護の移動介護加算に関して時間数を決定する場合、重度訪問介護全体の時間数の内数となるのか。</p>	<p>① 重度訪問介護については、複数回であっても1日分を通算して報酬算定する。ただし、サービス提供が別事業者であればそれぞれ別々に算定する。</p> <p>② 同一箇所に長時間滞在し、サービス提供を行う形態である重度訪問介護の支給決定は1日3時間以上を基本とするが、請求は3時間未満でも可能である。</p> <p>③ 全体の時間数の内数となる。 なお、1日に複数回移動した場合であっても1日分を通算して報酬算定するが、別事業者であればそれぞれ別々に算定する。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
<p>重度訪問介護</p>	<p>④ 重度訪問介護については、現行の日常生活支援と同様、「見守り介護」についてもサービス内容として含まれているということによいか。</p> <p>⑤ 重度訪問介護における移動についても、現行の外出介護と同様、「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」は認められないと解してよいか。</p> <p>⑥ 重度訪問介護と居宅介護の併給は認められるか。</p> <p>⑦ 重度訪問介護従業者養成研修の基礎研修だけを修了した者が加算対象者に対してサービス提供した場合、通常の報酬算定となるのか。</p> <p>⑧ 介護福祉士や居宅介護従業者養成研修修了者、日常生活支援従業者養成研修修了者についても重度訪問介護従業者養成研修の追加研修を受けなければ加算対象者に対してサービス提供できないのか。</p>	<p>④ 重度訪問介護は、支援費制度の下で別々のサービスとして提供されてきた日常生活支援と外出介護を、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する者に対して総合的に提供するものであり、現行の日常生活支援に外出時の介護を加えたサービスとなっている。 したがって、「日常生活支援」の一部として提供されてきた「見守り介護」は「重度訪問介護」においてもサービス内容に含まれるものである。</p> <p>⑤ 貴見のとおり。</p> <p>⑥ 重度訪問介護とは、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、見守り等の支援及び外出時における移動中の介護が比較的長時間にわたり、断続的に提供されるような支援をいう。 したがって、重度訪問介護については、従前の日常生活支援の取扱いと同様に、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものである。 ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑦ 基礎研修だけを修了した者は加算対象者に対してサービス提供することができない。(仮にサービス提供したとしても報酬算定できない。)</p> <p>⑧ ご質問の者については、追加研修を要しない。(追加研修の受講が必要となるのは、基礎研修のみを受講している者に限られる。)</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
重度訪問介護	<p>⑨ 重度訪問介護事業者が提供サービスを移動中の介護のみに特化することはできるか。</p> <p>⑩ 重度訪問介護の移動中の介護を行う場合、ヘルパーに特別の資格要件が必要となるか。</p> <p>⑪ 重度訪問介護において、介護保険の訪問介護員養成研修修了者は、居宅介護従業者養成研修修了者と同じ取扱いとしてよいか。</p>	<p>⑨ 重度訪問介護は移動中の介護も含めて総合的に提供する必要があるため、移動中の介護のみに特化してサービス提供することはできない。また、移動中の介護を行わないこともできない。</p> <p>⑩ 通常の重度訪問介護従業者の要件で足りる。</p> <p>⑪ 貴見のとおり。</p>
重度障害者等包括支援	<p>① 重度障害者等包括支援と他の障害福祉サービスとの併給は認められるか。</p> <p>② 重度障害者等包括支援において訪問系サービスを利用する場合、ヘルパーを2人派遣することはできるか。</p> <p>③ 支給量の決定は一月単位となっているが、重度障害者等包括支援の支給決定プランを一週間単位で作成した場合、支給量はどのように算出すればよいのか。</p>	<p>① 重度障害者等包括支援は、障害福祉サービスを包括的に提供するものであるため、他の障害福祉サービスとの併給はできない。</p> <p>② ヘルパーの2人派遣も可能。その場合、支給決定する際には2人介護として積算して支給量を決定する。</p> <p>③ 市町村が作成する支給決定プランから一日分の平均単位を算定し、その値に当該月の暦の日数を乗じて算出する。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
共同生活援助・共同生活介護	<p>① 障害程度区分2以上の者が、共同生活援助を利用することはできるか。</p> <p>② 共同生活援助を利用中の者が、共同生活住居内で居宅介護を利用することは可能か。</p> <p>③ 共同生活援助や共同生活介護を利用中の者が帰省中に居宅介護を利用することは可能か。</p>	<p>① 基本的には、共同生活援助の対象者は障害程度区分1又は非該当の方、共同生活介護の対象者は、障害程度区分2～6の方を想定している。 しかしながら、障害程度区分2以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能である。 なお、その場合の報酬単価については、共同生活援助の報酬額を適用することになる。</p> <p>② 障害程度区分1の場合、居宅介護の対象となるが、共同生活援助の利用者については、共同生活住居内での必要な支援は世話人が行うこととなるため、居宅介護を利用することができない。</p> <p>③ 帰省により本体報酬が算定されない日数（月2日まで）に加え、月3日目以降の帰宅時支援加算の算定期間中であっても、当該加算は帰省した日ごとに算定される報酬ではないことから、市町村が必要と認める場合は、支給決定を受けて居宅介護を利用することは可能である。</p>
事業体系・サービス内容	<p>① 知的障害者入所更生施設など支援費施設に現に入所している者については、障害程度区分にかかわらず、5年間の経過措置として、当該施設を継続して利用できることとされているが、施設をいったん退所した場合には、再度、当該経過措置の適用を受けることはできないのか。</p>	<p>① 障害者自立支援法による新しい制度においては、</p> <p>(1) 身体機能の向上を図るためのリハビリテーションや家事等の日常生活を営む上で必要な能力を育むための支援を行う「自立訓練」</p> <p>(2) 一般就労をする上で必要な能力を育むための作業訓練や職業紹介、就労後の職場定着支援等を行う「就労移行支援」</p> <p>を新たに創設したところであり、こうした事業に積極的に取り組むことともに、地域における居住の場として、グループホームや福祉ホーム等の計画的な整備を進め、入所施設から地域生活や一般就労への移行を進めることが重要であると考えている。</p> <p>知的障害者入所更生施設などの支援費施設に現に入所している者については、法附則第22条において、平成23年度末までの経過措置として、障害程度区分にかかわらず、当該施設を継続して利用できることとしているが、これらの者が安心して地域移行に取り組むことができるよう、法施行後、自立訓練又は就労移行支援等を利用して施設を退所した者が、退所後の事情により地域生活の継続が困難となった場合には、平成23年度末までの間、障害程度区分にかかわらず、再入所（退所前に入所していた施設以外の施設への入所を含む。）が可能と考えている。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
事業体系・サービス内容	<p>② 障害者デイサービスを18年9月末までに旧法指定施設の通所部に位置付けることを考えているが問題ないか。あくまでも新体系サービスへの移行を求めるのか。</p> <p>③ 小規模通所授産施設、精神障害者社会復帰施設や小規模作業所の利用者は、従前の施設の利用が可能な経過措置対象者となっていないが、これらの利用者は、就労移行支援の利用や就労経験が無ければ就労継続支援B型の利用はできないのか。</p>	<p>② 照会の件は、経過措置が設けられている本体施設に併設されている障害者デイサービス事業所が、単独では新体系事業に移行が困難であることから、本体施設の通所部として一旦位置づけ、当分は新体系事業に移行しない趣旨であると推察される。</p> <p>しかしながらこのような取扱いは、最終的には施設の指定を行う都道府県等の判断となるが、基本的考え方として、18年10月から新たなサービス体系に再編して、障害者の自立支援を図るという法の趣旨に照らして望ましくないものと考えられる。</p> <p>今回の制度改正に関しては、個別給付に移行する場合、本来は事業毎に定員20人以上の利用者数を確保することが必要であるが、複数種類の事業を一体的に組み合わせることにより、その合計の定員が20人以上であれば、多機能型として事業が実施できる取扱いとしたことや、施設併設の場合は、利用者数10人以上であれば、個別給付への移行を認める特例的な取扱いを設けたところ。また、地域生活支援事業として位置づけられる地域活動支援センターへの移行が困難な場合についても、経過的デイサービスセンターとして18年度中に限り、従前の事業を行うことができる経過措置も講じることとしたところであり、障害者自立支援法の理念に則って、これらの特例措置を活用しながらできる限り新体系への移行を図っていただきたい。</p> <p>なお、国庫補助を受けて整備されたデイサービスセンターが、新体系へ移行する場合は財産処分に係る所要の手続きを要しないが、敢えて旧法指定施設の通所部に位置付け直す場合にあっては、用途変更の財産処分の承認協議が必要となる。</p> <p>③ 就労継続支援B型の利用対象者は、原則として、就労経験がある者であって年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者や、就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された者としているところであるが、今般、平成20年度までの経過措置として、</p> <p>ア 地域に一般就労の場やA型の事業所による雇用の場が乏しいため雇用されることが困難である、</p> <p>イ 就労移行支援事業者が少ないため当該事業の利用が困難である</p> <p>と市町村が判断した者も利用を可能としたところであり、この経過措置により、小規模通所授産施設、精神障害者社会復帰施設及び小規模作業所の利用者においても、就労経験が無い場合であっても、地域の実情によりこの要件に該当すると判断される場合には、B型の利用が可能と考えている。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
障害福祉計画	<p>① 障害福祉計画は来年3月までに作成することとなっているが、18年10月以降、事業者から、指定拒否の対象となる「生活介護」、「就労継続支援（B型）」、「施設入所支援」の指定申請が行われた場合に、障害福祉計画の作成前であっても、指定拒否を行うことができるか。</p>	<p>① 障害者自立支援法では、都道府県知事は、事業者から指定障害福祉サービス事業（又は障害者支援施設）の指定申請があった場合、都道府県障害福祉計画において定めるサービス見込み量（又は必要入所定員総数）に達しているか、又はこれを越える見込みであるとき、その他障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、障害福祉サービス基盤の整備を計画的に実施するため、当該指定をしないことができることとされている。</p> <p>したがって、原則として、指定拒否を行うためには、障害福祉計画が作成されていることが必要であるが、お尋ねのとおり、10月段階では障害福祉計画の作成が間に合っていない場合も考えられるところ。</p> <p>この場合、障害福祉計画作成前の段階であっても、その時点で把握しているサービスの将来見込みから、当該指定を行った場合に、障害福祉計画の達成に支障が生ずることが予想されると都道府県知事が判断する場合には、法に定める「その他障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」に該当するものとして、指定を行わないことができるものと考えている。</p>
補装具	<p>① 18.6.26の会議資料11-1『補装具の支給制度について』の表中に、「月額負担上限額は、個々の申請者ごとに認定」とあるが、申請者の定義は如何。</p> <p>② 補装具業者が、支給決定後に利用者負担分について値引きを行った場合の取扱いはどうなるのか。</p> <p>③ 所得区分を判断する際の市町村民税額（所得割）について、定率減税は適用するのか。</p>	<p>① 申請者とは、障害者自立支援法第76条第1項に規定する「障害者又は障害児の保護者」である。また、障害児とは、障害者自立支援法第4条第2項に規定する「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満のもの」であり、保護者とは同条第3項に規定する「児童福祉法第6条に規定する保護者」である。</p> <p>② 補装具業者が、支給決定後に利用者負担分について値引きを行った場合、当該値引き後の額が基準額となり支給決定のやり直しとなる。（仮に利用者負担分10%の全部について値引きを行う場合は、残りの90%を基準額とするため、補装具費が90%の90%（＝81%）となる。）</p> <p>③ 定率減税適用後の税額（賦課の実績値）によって判定されたい。</p>
障害児施設関係	<p>① 養護学校高等部3年生が年度途中で18歳に達した場合や就学免除により18歳を超えても養護学校に在籍している場合の教育費9,000円の取扱いはどうなるか。</p> <p>② 兄弟（ともに18歳未満）で知的障害児施設に入所した場合の一般世帯の利用者負担額及び補足給付額如何。</p>	<p>① 教育的配慮から加算の継続を認める。</p> <p>② 二人で福祉サービス費の上限額37,200円を上回る場合  <small>（その他生活費＋教育費）</small> <small>（福祉サービス費）</small> <small>（食費・光熱水費）</small> <small>（地域で子どもを養育する費用）</small>  補足給付費＝34,000円 ＋37,200円＋58,000円×2人－79,000円  ＝108,200円（一人当たり54,100円）  <small>（福祉サービス費）</small> <small>（食費等負担費）</small>  利用者負担額＝37,200円＋7,800円  ＝45,000円</p>



分類	質問の内容	現段階の考え方
障害児施設関係	<p>③ 兄が児童養護施設へ措置入所し、弟が知的障害児施設に契約で入所している場合の利用者負担はどうか。</p> <p>④ 医療型入所施設における治療用装具はどのような請求手続きとなるのか。</p> <p>⑤ 医療型障害児施設（療養介護）にかかる食費について、一部が障害児施設医療費（療養介護医療費）の対象となる一方で自己負担が発生する場合の障害児施設医療費等の請求の取扱い如何。</p> <p>⑥ 医療型施設における食費負担限度額は、30.4日で計算されている(23,712円又は14,592円)が、実際に食費を支払う際、31日の月については、公費で一部負担することになるのか。</p> <p>⑦ 医療型障害児施設及び療養介護の法別番号は新たな番号となるのか。</p> <p>⑧ 6月26日の課長会議において、障害児施設の措置・契約の取扱いが示されたところであるが、児童デイサービスについて変更はないか。</p>	<p>③ 児童入所施設（児童養護施設を含む）及び障害児施設（知的障害児施設を含む）において、現在講じられている兄弟入所の減免措置を「契約」と「措置」の場合についても適用する。具体的には、児童入所施設に入所している児童の徴収金額を減免する扱いとする。（雇用均等・児童家庭局家庭福祉課と調整の上、取扱いについてお示しする。）</p> <p>④ 治療用装具は償還払いを原則としていることから、一旦利用者到自己負担をしていただき、保険者へは医療保険の療養費、自治体へは障害児施設医療費の支給申請をそれぞれしていただくことになる。この際、領収書が2通必要になることから写しを認める等適宜対応していただきたい。</p> <p>⑤ ご質問にある食費に「障害児施設医療費等」と「自己負担」が発生する場合の「障害児施設医療費等」の請求は、レセプトとは別に施設より自治体に直接請求していただくことになる。（具体的な請求方法は別途お示しする。） なお、全額自己負担となるケース又は全額障害児施設医療費等で対応するケースはレセプトによる請求のみで対応することとなる。</p> <p>⑥ 健康保険の標準負担額は、自己負担が原則であるため、食費負担限度額の計算において示している30.4日を31日に変更する。（詳しくは、本日の課長会議資料「医療型障害児施設（療養介護）の利用者負担認定について」を参照されたい。）</p> <p>⑦ 法別番号については、既に各自治体に情報提供したところである。今後正式な通知でお示しすることとしている。</p> <p>⑧ 児童デイサービスについても10月以降の新規利用者の取扱いについては6月26日の課長会議で示した基準に基づき、ご判断していただきたい。なお、この取扱いに伴い、「児童福祉法第21条の25第1項に規定するやむを得ない事由による措置により児童デイサービスを提供する場合の留意事項について（平成15年6月6日障第0606002号）」は廃止することとする。</p>

(表面)

### 障害程度区分認定証明書

障害程度区分認定者	申請番号	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>																				
	フリガナ																					
	氏名																					
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生							男・女													
	住所																					
	転出予定先 (市区町村名まで)																					
異動予定日	平成 年 月 日																					
<p>上記の者は、次のとおり本市(町村)において障害者自立支援法に基づく障害程度区分の認定を受けている者であることを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>〇〇市町村長</p>																						
				申請年月日	平成 年 月 日																	
障害程度区分				認定年月日	平成 年 月 日																	
認定の有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで有効																					
市町村審査会の意見等																						
備考																						

※裏面に注意事項を記入。

(裏面)

注意事項

- 1 この障害程度区分認定証明書は、障害者自立支援法の障害程度区分認定について、転出先の市町村で、あらためて認定調査等を受けることなく障害程度区分認定を受けることが可能になるように〇〇市(町村)が交付したもので、障害程度区分認定結果等を通知するものではありません。したがって、この証で障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの支給を受けることはできません。
- 2 住所を異動した際は、直ちに転入先の市(町村)の窓口で転入の届け出をし、必ずこの証明書を提出して障害福祉サービスの利用の申請をしてください。  
転入先の市町村で改めて支給決定を受けるまでは原則として転入後に利用した障害福祉サービスの給付は受けられません。緊急に利用が必要な場合は転入先市町村にご相談ください。
- 3 住所を異動した先の市(町村)が、新たに障害福祉サービスにかかる給付の実施主体となります。
- 4 異動予定日を過ぎてから住所を異動した場合は、異動予定日が過ぎてから住所を異動するまでに利用した障害福祉サービスの給付が一部受けられなくなることがありますので、予定が変わった場合は(転出前の市町村に)ご相談ください。